⑸　本公告に示した物品を第三者へ貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　反社会的勢力への対応に関する規則（平成27年島大規則第21号）第２条第１号に規定する反社会的勢力に該当しない者であること。
⑺　国立大学法人島根大学の契約事務取扱規程第２条の規定に基づき、学長が定める資格を有する者であること。
⑻　学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690―8504 松江市西川津町1060　国立大学法人島根大学財務部経理・調達課　西村　修平　電話0852―32―6028
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　令和６年８月19日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　令和６年９月20日14時30分　島根大学本部棟１階第一会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を貸付けできることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、学長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると学長が判断した入札者であって、国立大学法人島根大学の契約事務取扱規程第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OTANI Hiroki, President, The National University Corporation Shimane University
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be rent : Personal Computer for Business Use 1 set
⑷　Rent period : From 1 February, 2025 through 31 January, 2030
⑸　Rent place : The National University Corporation Shimane University
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 3 and 4 of the Regulation concerning the Contract for The National University Corporation Shimane University,
B　have the Grade A, Grade B, or Grade C qualification during fiscal 2024 in the Chugoku area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by The National University Corporation Shimane University,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service for the procured services,
D　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by President,
E　prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products,
F　not come under Item 1, Article 2 of the Regulation concerning Anti-social forces for The National University Corporation Shimane University,
G　meet the qualification requirements which President, The National University Corporation Shimane University may specify in accordance with Article 2 of the Regulation,
H　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, The National University Corporation Shimane University.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　19 August, 2024
⑻　Contact point for the notice : NISHIMURA Shuhei, Accounts Division, Finance Department, The National University Corporation Shimane University, 1060 Nishikawatsu-cho Matsue-shi 690―8504 Japan, TEL 0852―32―6028
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

○第９号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入件名及び数量　情報ネットワークセンター電子計算機システム　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　令和７年３月１日から令和12年２月28日
⑸　借入場所　国立大学法人島根大学医学部情報ネットワークセンター
⑹　入札方法　入札金額は、１月当たりの単価を記載すること。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　国立大学法人島根大学の契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。（代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。）
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人島根大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和６年度に中国地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、島根大学の競争参加資格については、島根大学財務部財務課にて随時受け付けている。
⑶　借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　本公告に示した物品を学長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑸　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　反社会的勢力への対応に関する規則（平成27年島大規則第21号）第２条第１号に規定する反社会的勢力に該当しない者であること。
⑺　国立大学法人島根大学の契約事務取扱規程第２条の規定に基づき、学長が定める資格を有する者であること。
⑻　学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。